



許可第 18 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県川越市下赤坂 627-7
氏 名 株式会社 遠藤商会
代表者 遠藤 孝一

法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

平成 21 年 11 月 2 日付で申請のあつた（一般廃棄物処理業許可申請）については、
東村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第 5 0 条第 1 項の規定により、
下記のとおり許可する。

平成 21 年 11 月 10 日

東村山市長 渡 部



記

1. 許可業者の別 収集・運搬（保管・積替え及び積置きを除く。）
2. 廃棄物の種類 事業系一般廃棄物可燃ごみ（厨芥・紙くず・繊維くず・木くず）及び生ごみ
3. 区 域 申請のあつた東村山市事業所から、市が指定する処理施設及び自社処理施設への収集運搬に限る。
4. 期 限 平成 21 年 11 月 10 日～平成 23 年 11 月 9 日
5. 条 件 別途許可条件に限る。



5. 許可条件

1. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「東村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」など関係法令を遵守すること。
2. 許可無く、一般廃棄物の積替え保管を行わないこと。
3. 市域外から排出された廃棄物を処分又は積替えをする為に、市域内に搬入してはならない。
※ 収集運搬業の申請時に届け出のあった事業所より排出される一般廃棄物収集、運搬に限る。
4. 収集にあたっては、分別を確実にし、資源物、不燃物の混入しないものとする。
※ 産業廃棄物を同一車両に混載してはならない。
※ 各事業所についても、貴社より分別の徹底を指導するものとする。
5. 資源化等により減量化につとめること。
※ 可燃物とは、生ごみ、再生出来ない紙等で、紙パック、ダンボール、食品トレイ、アルミホイール、ラップ類は搬入してはならない。
6. 市の指示及び清掃指導員の指導に従うこと。

変 更 事 項

変更年月日及び文書番号	件 名	変 更 内 容	印
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			

